

小川富也税理士事務所だより

編集発行人
 税理士・行政書士
小川富也
 〒796-0068
 八幡浜市浜之町180番地
 TEL 0894-24-3355
 FAX 0894-24-2882

所得税及び復興特別所得税の確定申告

▼2月18日(月)～3月15日(金)▲

平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の時期となりました。相談及び申告書の受付は、平成31年2月18日から同年3月15日までとなっています。必要書類等のご用意はお早めに。

所得税及び復興特別所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税及び復興特別所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収や予定納税で納めた税金などの過不足を

精算する手続きです。課税される所得は、事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、給与所得、雑所得、譲渡所得、一時所得、山林所得、退職所得に分類されます。ここでは、給与所得がある人で確定申告が必要な場合についてふれてみました。

給与所得者は、通常「年末調整」により所得税及び復興特別所得税が精算されるため申告は不要です。

しかし、次の計算において残額があり、さらに①～⑥のいずれかに該当する場合には所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要です。

各種の所得の合計額から、所得控除を差し引いて、課税される所得金額を求めます。

課税される所得金額に税率を乗じて、所得税額を求めます。

所得税額から、配当控除額と年末調整の際に控除を受けた(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を差し引きします。

- ① 給与の収入金額が2000万円を超える
- ② 給与を1か所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える
- ③ 給与を2か所以上から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える
- ④ 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付利息、賃貸料、使用料などの支払を受けた
- ⑤ 災害減免法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた
- ⑥ 在日の外国公館に勤務する人や家事使用人などで、給与の支払を受ける際に源泉徴収されないこととなっている

【主な留意事項】

◆平成30年分の確定申告から、配偶者控除及び配偶者特別控除が、配偶者の合計所得金額のほか、申告する方の合計所得金額に応じて適用されるとともに、控除額が変更されました。

◆平成29年分の確定申告から、医療費控除の適用を受けられる場合は「医療費控除の明細書」(セルフメディケーション税制の適用を受ける場合は「セルフメディケーション税制の明細書」)の添付が必要となり、医療費等の領収書の提出が不要となりました。ただし、明細書の記入内容の確認のため、領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

※平成31年分の確定申告までは領収書の添付又は提示も可。
 ◆「ふるさと納税ワンストップ特例」を利用していただく方も、5団体を超える自治体にあふると納税を行った場合は、確定申告で全ての自治体の寄附金控除の申請をする必要があります。



外国人労働者の受入れ 新たな在留資格を新設 ——外国人労働者の雇用拡大

外国人労働者の受け入れを拡大する「改正出入国管理法」が昨年12月に成立し、今年4月1日から施行されます。法改正により今後5年間で最大34万人の受け入れを見込んでいます。人手不足解消に向け、今後ますます外国人労働者が増えることになると思われますが、企業側は外国人労働者をどのように扱えばよいのでしょうか。そこで今回は、外国人労働者を雇用する際に留意すべきことなどを取り上げます。

■新たな在留資格

今回の法改正により新しい「在留資格」が設けられます。在留資格と

人手不足解消へ向けた新たな在留資格

	条件	在留期間	家族の帯同
特定技能1号	一定の技能	通算5年	×
特定技能2号	熟練した技能	更新可能	○

1号で対象として想定する14業種

介護 ビルクリーニング 素形材産業
産業機械製造 電気・電子機器関連産業
建設 造船・船用工業 自動車整備 航空
宿泊 農業 漁業 飲食料品製造 外食

は、外国人が日本に滞在中、生活したり、働いたりするために必要な資格です。現在は「技能実習」「家族滞在」など28種類あり、それぞれの資格ごとに、日本で行える活動や滞在できる期間が定められています。これまで、高い専門性を必要としない「単純労働」は、認められていませんでした。ただ近年は、日本で学んだ技能を母国に伝えることを本来の目的とする「技能実習」の枠組みで滞在している外国人が、企業に事実上の単純労働者として使われている現状がありました。

新たに新設される在留資格は、「特定技能1号」と「特定技能2号」です。特定技能1号は、技能と日本語能力の試験に合格すれば資格を得られ

れます。在留期間は通算5年で、家族の帯同は認められません。

より熟練した技能が必要となる特定技能2号では、1〜3年ごとなどの期間更新が可能で、更新回数に制限はありません。配偶者や子どもなどの家族の帯同も認められます。更新時の審査を通過すれば長期の就労も可能。10年の滞在で永住権の取得要件の一つを満たし、将来の永住にも道が開けます。

■外国人労働者に適用される法律

外国人労働者を外国人という理由だけで、賃金、労働時間、その他の労働条件について差別的に取り扱うことは、憲法や労働基準法で禁止されています。

また、日本人と同じように外国人労働者にも、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働組合法、労働者災害補償保険法、職業安定法、男女雇用機会均等法などの労働法規が適用されます。

また、会社側は、外国人を雇い入れるときには外国人の方の「在留カード」等により就労が認められるかを確認しなくてはなりません。外国人の雇入れ、離職の際には、その氏名、在留資格などについて確認し、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。

【社会保障】

日本で雇われて働く外国人は、働く時間や事業所の規模で加入する健康保険や年金制度が決まります。それは日本人と同じ扱いで、国籍による利用制限などはありません。

健康保険

企業に勤めてその会社の健康保険に加入すると、収入に応じた保険料を納めます。日本人も外国人も、収入が同じなら同じ保険料です。その人に扶養される妻や子供、親など（被扶養親族）も、申請次第で健康保険が適用になります。

年金制度

年金を受給するには原則10年の加入期間が必要で、日本人も外国人も同じです。しかし、改正入管法の在留資格は5年が一区切りのため、5年で帰国する外国人は、いわば「払い損」になってしまいます。外国人が厚生年金に入っても、10年未満で帰れば老後の年金は受けられません。帰国する場合、年金権を放棄し、加入期間を精算する「脱退一時金」を受け取れることができます。

政府は、二国間で年金記録などを通算する「社会保障協定」を整備中です。現在、20カ国程度と結んでいます。今は受給のめどがなくても、いずれ自国の記録と通算できる可能性があります。



平成31年度税制改正大綱 消費増税への対策が柱に

平成31年度(2019年度)与党税制改正大綱が昨年12月14日に公表、21日に閣議決定されました。関連法案は1月の通常国会に提出され、今年度内の3月末までの成立が見込まれています。

今回の大綱は、10月に予定される消費増税の「反動減対策」を重視し、住宅や自動車の減税策が柱となっています。一方で、所得税や法人税などに大きな改正はなく、消費増税対策を最優先する内容となりました。その他、大綱で明らかにされた主な改正項目の概要は以下の通りです。

◆31年度税制改正大綱の主な内容◆

家計	〈住宅ローン〉 減税期間を10年から13年に延長し税率引き上げの2%の範囲で減税
	〈自動車関連税〉 増税後に購入した車を対象に毎年の自動車税を最大4500円引き下げ
	〈ふるさと減税〉 ①返礼割合が3割以下②返礼品は地場産品を要件に総務大臣が指定
企業	〈中小企業向け優遇措置〉 中小軽減税率の特例、中小投資促進税制の適用期限を2年延長
	〈中小の災害事前対策〉 中小の防災・減災設備への投資に20%の特別償却
	〈個人事業主の事業承継〉 10年間の時限措置で土地、建物、営業車などに係る相続税・贈与税を100%納税猶予

【個人所得課税】
住宅ローン控除の見直し
個人が住宅の取得等(消費税率10%が適用される住宅の取得等に限る)

をして、消費税率が引き上げられる2019年10月1日から2020年12月31日までの間に居住した場合、住宅借入金等を有する際の所得税額

の特別控除の特例が設けられます。住宅ローン控除の期間を現行の10年から13年とし、11年目以降の3年間については、消費税率2%引き上げ分の負担に着目した控除の仕組みとなります。

■ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税制度の健全な発展と、過度な返礼品競争の抑制に向けて、ふるさと納税の対象となる団体を総務大臣が指定するとし、「返礼品の返礼割合が3割以下」、「返礼品は地場産品」が指定要件とされます。

【消費課税】

■自動車税の減税

毎年かかる自動車税について、消費税率が引き上げられる2019年10月1日以後に購入した車を対象に、年10000円(最大45000円)を減税する仕組みが恒久的措置として設けられます。

【法人課税】

■中小企業向け優遇措置の延長

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例(年800万円以下の所得金額については15%の税率適用)や、中小企業投資促進税制の適用期限がそれぞれ2年延長されます。

■災害事前対策の設備投資減税

中小企業等経営強化法の改正を前提として、中小企業が行った防災・

減災設備への投資を対象にその取得価額の20%の特別償却ができる措置が設けられます。

■研究開発税制の見直し

試験研究費の総額に係る税額控除について、税額控除率を見直した上、研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除税額の上限を法人税額の40%(現行25%)に引き上げられます。

■みなし大企業の範囲の見直し

中小企業向けの各租税特別措置法の優遇税制を受けることができない「みなし大企業」の判定における大規模法人の範囲が拡大され、①大法人の100%子会社、②100%グループ内の複数の大法人に発行済株式または出資の全部を保有されている法人が追加されました。

【資産課税】

■個人事業主向け事業承継税制

相次ぐ個人商店や零細企業などの廃業を防ぐため、個人事業主版の事業承継税制が10年間の時限措置として設けられます。

子どもなどが事業用の土地・建物(土地は面積400㎡、建物は床面積800㎡までの部分)や一定の減価償却資産(設備や営業車など)を引き継ぎ、事業を継続していく場合には、相続税や贈与税の支払いが全額猶予されます。

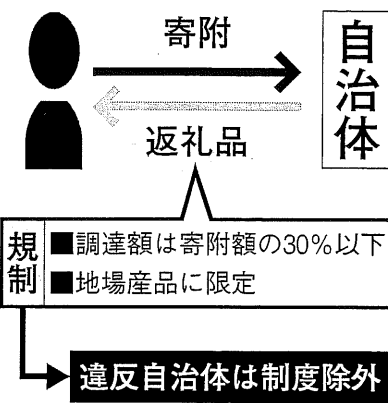


◆ふるさと納税 今年6月以降「指定制」に 返礼3割・地場産品限定へ

平成31年度(2019年度) 税制改正大綱の概要でもお知らせの通り、「ふるさと納税制度」の抜本的な見直しが行われます。

与党税制改正大綱では、総務省がふるさと納税の対象自治体を指定する新たな仕組みを明記。返礼品について「調達額は寄附額の30%以下で地場産品に限定する」とし、この基準を満たしている自治体に総務省がお墨付きを与える「指定制」となります。つまり、この基準を守らない自治体に寄附をしても、税優遇を受けられない仕組みとなります。

【ふるさと納税制度の見直し】



総務省は1月の通常国会に改正法案を提出。6月1日以降の寄附金について適用される見通しです。

ふるさと納税は、自治体に対する寄附金から2000円を引いた額が、所得税や住民税から控除される制度で、寄附金を出身地や応援したい地域の活性化に役立てることが当初の目的でしたが、高価な返礼品で寄附を集める競争が自治体間で加熱しました。そのため総務省は、これまで2度にわたる「返礼割合を寄附額の3割以下に抑えること」などの通知を自治体に出し、過度な返礼品の自粛を求めてきました。これらの通知を受け、返礼割合3割以下の基準を超えている自治体は、昨年9月1日時点で246団体ありましたが、同11月1日時点では25団体(地場産品以外を取り扱っている自治体は73団体)へと大幅に減少しました。6月以降も過度な返礼品を贈ることが可能ですが、寄附者への税優遇がなくなるため、違反自治体への寄附は大きく減るとみられています。

2月の税務と労務

一 税 務

- ★30年分所得税の確定申告
申告期間…2月18日から3月15日まで
- ★30年分贈与税の申告
申告期間…2月1日から3月15日まで
- ★固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付
納期限…2月中において市町村の条例で定める日
- ★1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…2月12日
- ★30年12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
申告期限…2月28日
- ★3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…2月28日
- ★法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…2月28日
- ★6月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)…半期分
申告期限…2月28日
- ★消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
申告期限…2月28日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(10月決算法人は2カ月分)(消費税・地方消費税)
申告期限…2月28日

一 労 務

- ★健保・厚保の保険料の納付
納期限…2月28日

トップセールスマンと呼ばれる人の多くは、自社の商品・サービスが、「どんなターゲット」に、「どのようにアプローチ」し、「どう他社と差別化して」どのような方法で売っていかば効率よく売れるかを常に考えています。つまり、意識しているか、意識していないかは別として、営業のマーケティング要素を常に頭に入れて行動しているということなのです。▼営業の現場では、単に「△△を提供します」「○○を売ります」、あるいは「何でもできます」「何でもや

トップセールスマンの思考

れます」という説明ばかりを繰り返して、結局、具体的なメリットが何も伝わらないことがあります。顧客に対し、自社の商品がライバル会社の商品と比べて何が強いのか、どう違うのか、自分の会社から買うメリットは何かを明確に示すことは、営業戦略上欠かせない要素といえます。トップセールスマンはこうした「営業戦略」を意識しているか否かは別にしても、しっかりと頭の中で構築し、セールスの現場で実践できているのです。